

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.004

処 分 名	動物の飼養又は収容の許可
処 分 の 概 要	市長が指定する区域内で、牛・馬・豚は1頭、羊・ヤギは4頭、犬は10頭、鶏は100羽、あひるは50羽以上を飼養、収容する場合の許可です。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項
審 査 基 準	法令及び埼玉県条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク。 <a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/eisei/kaseijou.html">https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/eisei/kaseijou.html</a> ・ 動物の飼養又は収容許可申請手数料 1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき） 8,000円

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律

第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

■化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）

第5条（化製場等について構すべき措置）

■化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）

第1条（法第9条第1項の政令で定める動物の種類）

第2条（法第9条第6項の政令で定める施設）

■化製場等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第31号）

第6条（動物を飼養すること等ができる指定区域の基準）

第7条（動物の種類ごとの数）

第8条（畜舎等の構造設備の基準）

第9条第3号（手数料）

■化製場等に関する法律施行細則（昭和59年埼玉県規則第65号）

第8条（動物の飼養又は収容の許可等）

■地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年条例第61号）